

障害者虐待への対応状況について

1 障害者虐待防止法について

障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）が、平成23年6月に成立し、24年10月から施行されました。

区では、障害者虐待防止センターを設け、関係機関と連携・協力して、障害者虐待の予防と対応に取り組んでいます。

2 練馬区における実施体制

(1) 障害者虐待防止センター（障害者施策推進課・保健予防課）

- ・虐待通報の受付、虐待対応実施機関との連絡・調整
- ・支援方針検討委員会の開催と支援方針の決定
- ・東京都との対応、統計、その他総合調整 など

(2) 虐待対応実施機関（総合福祉事務所・保健相談所）

- ・虐待に関する相談、通報の受付
- ・支援方針検討委員会の開催と支援方針の決定
- ・被虐待者の保護、養護者への支援 など

(3) 虐待通報専用ダイヤル

平日（8：30～17：15）→ 障害者施策推進課管理係
休日・夜間 → 受付業務委託
H27年度からA L S O Kに変更

3 障害者虐待の類型（発見者に通報義務が課されているもの）

(1) 養護者による障害者虐待

（現に障害者を養護する家族、親族、同居人等）

(2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

（障害者福祉施設、障害者福祉サービス事業等の従事者）

(3) 使用者による障害者虐待

（障害者を雇用する事業者、事業の経営担当者等）

※ 学校、保育所、医療機関については、対象外。（研修の実施、相談体制の整備、虐待防止の措置などは求められている）

4 練馬区における対応実績

【平成27年度】 通報・届出の件数：34件

[内訳]

(1) 虐待の類型別

- | | |
|--------------|-----|
| ・養護者 | 9件 |
| ・障害者福祉施設従事者等 | 14件 |
| ・使用者 | 3件 |
| ・その他 | 8件 |

※ その他とは、養護者でない家族（別居の親族等）からの虐待について分類しています。

(2) 障害種別

- | | |
|--------|-----|
| ・身体障害者 | 8件 |
| ・知的障害者 | 15件 |
| ・精神障害者 | 9件 |
| ・障害児 | 2件 |

(3) 虐待の内容別

- | | |
|--------|-----|
| ・身体的虐待 | 13件 |
| ・性的虐待 | 1件 |
| ・心理的虐待 | 18件 |
| ・放棄放任 | 8件 |
| ・経済的虐待 | 6件 |

※ 虐待の内容は通報・届出の主訴から分類したもので、全てを虐待と認定しているものではありません。

5 平成27年度の対応状況

(1) 家族分離・緊急保護等の方針で対応したもの 3件

(2) 障害者施設等へ改善のための指導・助言を行ったもの 3件